

第 2 部

青森県における男女共同参画の施策

1 県の推進体制

(1) 青森県男女共同参画推進条例

平成 13 年 7 月 4 日、男女共同参画の推進について基本理念を定め、県の施策の基本となる事項を示すとともに、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、それぞれの連携、協力した取組を促すため、「青森県男女共同参画推進条例」を公布・施行した。

条例では、男女共同参画を推進するための 5 つの基本理念と、県、事業者、県民それぞれの責務、男女共同参画の推進に関する基本的な施策等が定められている。

(2) 青森県男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、施策の立案から事業の実施まで、男女共同参画の視点に立った全庁的な取組を推進する必要があることから、庁内推進体制を強化し、施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成 15 年 10 月 2 日、知事を本部長とする「青森県男女共同参画推進本部」を設置した。

(3) 第 3 次あおもり男女共同参画プラン 21

県では、平成 12 年 1 月に「あおもり男女共同参画プラン 21」、平成 19 年 3 月に「新あおもり男女共同参画プラン 21」を策定し、それらを指針としながら男女共同参画社会の実現をめざして諸施策を推進してきた。

また、「新あおもり男女共同参画プラン 21」の計画期間の満了に伴い、平成 24 年 2 月に「第 3 次あおもり男女共同参画プラン 21」を策定した。

「第 3 次あおもり男女共同参画プラン 21」では、男女共同参画社会の実現をめざして、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を大目標とした上で、5 つの基本目標と 15 の重点目標を掲げ、平成 24 年度から平成 28 年度までの男女共同参画の施策の方向を明らかにしている。

(4) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画

平成 16 年 12 月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」において、配偶者からの暴力を防止し被害者の保護と自立支援のための施策に関する基本計画の策定が全ての都道府県に義務づけられたことから、本県においても平成 17 年 12 月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定した。

平成 19 年 7 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、配偶者暴力相談支援センターの設置と基本計画の策定が市町村の努力義務となったことに伴い、平成 21 年 1 月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を改定した。

平成 26 年 1 月に、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて、法の適用対象となった。

また、法改正に伴い本県においても現状を踏まえた計画の見直しを行い、平成 26 年 3 月に「第 3 次青森県DV防止及び被害者支援計画」を改定した。

(5) 青森県男女共同参画センター

青森県男女共同参画センターは、男女共同参画を推進する活動拠点施設として、平成 13 年 6 月に開設した。平成 18 年 4 月から指定管理者に管理・運営を委託しているが、引き続き情報提供、各種講座の開催、相談など県民の男女共同

参画の取組を支援している。

(6) 青森県男女共同参画審議会

青森県男女共同参画審議会を知事の附属機関として平成13年11月に設置した。審議会では基本計画の策定や変更、男女共同参画に関する重要事項を審議することとされている。

当審議会では、平成14年度は、「あおもり男女共同参画プラン21」（平成12年1月策定）を法定計画として位置付けるための調査審議を行い、平成14年2月に答申した。

平成17年度は、苦情処理体制の基本的な考え方を答申し、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」への意見聴取を行った。

平成18年度は、「新あおもり男女共同参画プラン21」の策定に係る基本的な考え方について、専門部会を設置して調査審議を行い、平成18年12月に答申した。

平成23年度は、「第3次あおもり男女共同参画プラン21」の策定に当たって調査審議を行い、平成23年11月に答申した。

(7) 青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理体制

青森県男女共同参画推進条例第11条の規定に基づき、平成17年12月に「青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等の苦情・意見の申出に係る処理要綱」を定め、平成18年4月に苦情処理制度が創設された。苦情等の申し出があった場合は男女共同参画審議会苦情等部会において調査審議を行い、申し出の状況については、毎年「青森県の男女共同参画の現状と施策」において公表することとしている。

平成25年度までの申し出件数は0件である。

○ 市町村との連携強化

男女共同参画社会の実現のためには、住民にとって最も身近な市町村の果たすべき役割が重要であり、県ではこれまで、担当課長会議や全体研修会、市町村における男女共同参画基本計画策定のためのアドバイザー派遣事業等を通じて、市町村の取組を支援してきた。

平成26年4月1日現在、基本計画を策定している市町村は、40市町村となり、策定率100.0%となった。今後とも、計画が切れ目なく更新されるよう、必要に応じ支援していく。

○ 関係機関等との連携

男女共同参画社会を実現するためには、行政のみならず、県民一人一人が男女共同参画社会づくりへの理解を深め、行動していくことが必要であることから、関係機関と連携し、男女共同参画社会づくりに向けた地域における取組を促進する。

2 第3次あおもり男女共同参画プラン21

■計画策定の趣旨

男女共同参画を取り巻く社会情勢や様々な課題に対応するとともに、国の「男女共同参画基本計画（第3次）」の趣旨を踏まえつつ、男女共同参画社会の実現に向けた本県の取組をさらに推進するための指針となる基本計画として策定した。

■めざすべき青森県の男女共同参画社会像

「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」

■計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間

■計画の体系

基本目標	重点目標
I 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進 2 女性の人材育成と能力開発(エンパワーメント)支援
II 男女共同参画意識の定着	3 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 4 男性にとっての男女共同参画の推進 5 男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実 6 國際的視点に立った男女共同参画の推進
III 職場・家庭における男女共同参画の実現	7 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 8 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進 9 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
IV 地域社会における男女共同参画の実現	10 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり 11 生活上の困難に直面する男女への支援 12 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
V 男女の人権が推進・擁護される社会の形成	13 女性に対するあらゆる暴力の根絶 14 メディアにおける男女共同参画の推進 15 生涯を通じた男女の健康支援

3. 第3次あおもり男女共同参画プラン21に関する指標

「第3次あおもり男女共同参画プラン21」の着実な推進を図るため、次のとおり指標を設定した。その進捗状況は次のとおりとなっている。

基本目標	No	指標項目	基準値	現状値	目標値	内 容	達成状況の評価	今後の方策	担当課
基本目標Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1	県審議会等の女性委員比率	23年4月	26年4月	28年度	県の附属機関の審議会等に占める女性委員の比率である。 政策・方針決定過程への女性の参画を促進するもので、目標値は国の成果目標を踏まえ設定している。	基準値から2.3ポイント増加しており、当課から働きかけや所管部局の配慮により、徐々ではあるが比率は上昇している。	女性人材バンクの整備や、審議会委員として活躍できる女性人材の育成を図りながら、府内各課に対し女性の積極的な登用を働きかけていく。	青少年・男女共同参画課
	2	女性人材バンク登録者数	23年4月	26年4月	28年度	政策・方針決定過程等への女性の参画促進を目的に整備された女性人材バンクの登録者数である。 目標値は、これまでの推薦及び辞退状況等を踏まえ設定している。	基準値と比較して54人増加し、目標値を達成した。	今後も市町村等関係機関への働きかけにより、引き続き登録者の増加を目指すとともに、登録者に対して情報提供等を行う。	青少年・男女共同参画課
基本目標Ⅱ 男女共同参画意識の定着	3	男女共同参画基本計画策定市町村割合	23年4月	26年4月	28年度	全市町村数に対する男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合である。 目標値は、全市町村の策定を目指し設定している。	市町村に働きかけた結果、昨年度中に100%を達成した。	計画期間の終期を迎えて改定作業を今年度中に実行している市町村がある。 今後は、計画が切れ目なく更新されるよう、必要に応じ支援していく。	青少年・男女共同参画課
	4	男女共同参画センターにおける講座等の男性受講者の割合	23年度(4月~11月)	25年度	28年度	青森県男女共同参画センターにおける男女を対象とした男女共同参画啓発講座・イベント等（学校関係を除く）の受講者に占める男性受講者の割合である。 目標値は、概ね全体の1/3として設定している。	平成24年度の31.7%から0.2ポイント減少した。	今後、県男女共同参画センターとも協議して、ニーズ調査や当事者との情報交換などを通じ、講座内容や日程等の工夫を凝らして、より多くの男性が受講できるようにしたい。	青少年・男女共同参画課
基本目標Ⅲ 職場・家庭における男女共同参画の実現	5	育児休業取得率	22年	25年	28年	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置及び仕事と育児の両立に関する事項として、青森県中小企業等労働条件実態調査において、本県中小企業における男女の育児休業取得率を調査した数値を設定したものである。 目標値は、平成20年度の全国の取得率である。	基準値と比較して、女性が3.3ポイント增加了のに対し、男性は増減はないものの、依然として低い状況にある。	今後とも、県と青森労働局共催で実施している「青森県勤労女性講座」及び青森労働局等の後援による「青森県労働講座」を受講する労使関係者及び一般県民に対し、青森労働局と連携して仕事と育児に関する普及・啓発を図ることにより、育児休業の取得を積極的に働きかけていく。	労政・能力開発課
	6	家族経営協定締結農家数	23年3月	26年3月	28年度	農業経営における役割や労働条件等を家族間で取り決める「家族経営協定」を締結する農家数である。 青森県農山漁村男女共同参画目標で掲げている平成24年度目標値の1,000戸を基に、平成28年度の目標値を設定している。	順調に推移しており基準値から293戸増加した。	家族で取り組む農業経営において、男性の意識向上を図り、女性の経営参画を進めるため家族経営協定締結数の拡大を積極的に働きかけていく。 さらに、若手女性が本格的に起業に取り組む環境を整備するため、家族経営協定に起業部門の設置を働きかけていく。	農林水産政策課
	7	病児・病後児保育及び休日保育実施数	23年4月	26年3月	28年度	保育所に入所している児童等が病気で集団保育が困難な場合に保育所や医療機関等に付設された専用スペースにおいて一時的に児童を預かる「病児・病後児保育事業」を実施する市町村数及び休日等に保育所等で保育に欠ける児童を保育する「休日保育事業」を実施する施設数である。 目標値は県内市町村の実施計画等を踏まえ設定している。（目標年度は「わくわくあおもり子育てプラン〔H22~26年度〕」との整合性を踏まえ設定している。）	休日保育は目標値を達成した。病児・病後児保育は基準値と比較して3市町増加した。	引き続き仕事と子育ての両立を支援するため、市町村に対し積極的な実施を働きかけていく。	こどもみらい課

基本目標	No	指標項目	基準値	現状値	目標値	内 容	達成状況の評価	今後の方策	担当課
基本目標Ⅳ 地域社会における男女共同参画の実現	8	消防団員に占める女性団員の割合	23年4月 2.1%	26年4月 2.2%	28年度 3.0%	県内の消防団員数に占める女性消防団員数の割合である。目標値は、過去5年間の女性消防団員の伸び率等の状況を踏まえ設定している。	本県の消防団員が年々減少傾向にある中で、女性消防団員は近年の推移をみると着実に増加しているが、平成24年度以降は対前年度比で横ばい状況となっている。	女性消防団員の加入促進に向けて、市町村等の取組に対する支援や各種広報媒体を活用した消防団の紹介・PR活動を一層推進する。	防災消防課
	9	DV予防啓発セミナーにおける理解度	22年度 98.7%	25年度 94.1%	28年度 100.0%	県内中学生を対象としたDV予防啓発セミナーのアンケート結果に基づく生徒の理解度である。 目標値は、全生徒が理解するとして設定している。	24.25年度とも基準値・目標値を下回っている。	配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画に掲げるDV予防対策としてセミナーを開催したが、今後とも目標値となるよう今後も青少年に対する予防啓発活動を推進する。	こどもみらい課
基本目標Ⅴ 男女の人権が推進・擁護される社会の形成	10	自殺死亡率	22年 29.4 〔男性46.1〕 〔女性14.6〕	25年 23.3 〔男性35.9〕 〔女性12.1〕	28年 減少	人口動態統計に基づく人口10万人あたりの自殺死亡者数である。 なお、平成24年度に見直しした青森県健康増進計画「健康あおもり21」(第2次)では、基準値を23年の26.2とし、国が示した考え方を参考に、基準値から10年間で自殺死亡率を20%減少させることとして、34年に21.0の目標値を設定している。	基準値と比較して6.1ポイント減少した。	今後も自殺防止に資する相談窓口の周知、うつ病等の知識の普及、いのちの電話相談員の養成やゲートキーパー等人材育成、市町村が取り組む自殺予防活動への支援及び民間団体ボランティア相互の連携と関係機関相互のネットワークの強化など、総合的な自殺対策を推進する。	障害福祉課